二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び津山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年五月二十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
岡山県津山市草加部字馬場垉二一の一、二一の五から二一の八まで、字池部一二九、一四一、字長ケ坪三四七の一、字西垉三七二、四二九の一から四二九の三まで、字半ケ助四四七の一、四四七の四、四五一の一、四五一の四、四五一の五
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字馬場垉二一の一、字池部一二九、一四一、字西垉三七二、四二九の一、四二九の三、字半ケ助四四七の一、四四七の四
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び津山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年五月二十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
岡山県新見市神郷油野字大谷二八九七の一、二八九七の二（次の図に示す部分に限る。）、二八九七の五、二八九七の七から二八九七の九まで、二八九七の一一（次の図に示す部分に限る。）、二八九七の一二、二八九七の二〇、二八九七の二一、二八九七の二三から二八九七の二六まで、二八九七の二八から二八九七の三八まで、二八九七の四〇、二八九七の四二、二八九七の四三、二八九七の四九、二九三六、字六地蔵上二九一三の一、二九一三の三、二九一三の四、二九一三の七、二九一三の一二、二九一三の一三、字滝ノ頭二九四七の三、二九四七の四（次の図に示す部分に限る。）、二九四七の八から二九四七の一〇まで、字ダサイ原ノ上二九九二の一
二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年五月二十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
(一)　岡山県苫田郡鏡野町富仲間字木の甲四五八の一から四五八の四まで、字やそう畑三〇五、字天ケ山三五三の二、富東谷字出合九四一の五、九四四の二、字独尾八九〇の四、八九〇の六、八九〇の二〇、八九〇の七、八九〇の二一、字ちと八九六の二、八九六の六
(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
二　(一)　岡山県苫田郡鏡野町富東谷字杼の虻七一九の三、七二〇、七三一の一、七三三、字扇子山七二一の一、七二一の二
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
字杼の虻七一九の三・七二〇・七三三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び鏡野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年五月二十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
岡山県新見市千屋花見字間渡一三三八の三七から一三三八の四八まで、字ジネンゴ山一三四〇の七〇から一三四〇の七七まで、上熊谷字国司ケ丸六二五九の二、六二六〇の二、六二六二の二、六二六三の二、六二六四の二、六二六八の二、六二六九の二、字峠ノ向六二七〇の二、字家ノ向六六五三の二、字池ノ奥六六五八の二、六七二〇、字杉山道ノ下六七一五の二、字池ノ上六七一六の二、字正座敷六七二一、六七二二、字長岩六七二三の二、六七二三の三、字管ケ峠七一六九の二、七一七〇の二、字東谷七三〇〇、七三〇一の第二、字フチノ上二五九三の二、二五九四の二、字フチノ上二五九五、二六〇四の二、字キビンタニ二五九六、字岩伏二五九七の二、二六〇一の二、字見山二五九八の二、二五九九の二、字ナルウネ二六〇〇の二

二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年五月二十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
岡山県新見市神郷油野字大サコ八一五の一、字仮屋ケ瀬一三二七、一三三八、一三三九の一、一三三九の二、一三三九の七、一三三一の一、字奥梅ノ木四二八八の第一、四二八八の一、四二八八の二、字孫右衛門ゾウリ四二八九、字大谷四二七、四二九、四三〇の二、字竹ノ下四二八の一、四二八の二
二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）